

岡山市コロナ対応事業者応援金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している
岡山市内中小・小規模事業者へ、応援金（給付金）を支給します。

【支給額】

- ① **20万円** 対象者：中小企業者（小規模事業者を除く）
- ② **10万円** 対象者：小規模事業者

【支給対象者】

以下の(1)～(3)のいずれにも該当する事業者

- (1)主たる事業所が岡山市内にある中小企業者又は小規模事業者
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月、2月または3月のいずれか1か月（以下、対象月という）の売上が令和元年（平成31年）又は令和2年の同月（以下、基準月という）比で、**30%以上減少**していること。
- (3)今後も事業を継続する意思があること。

※**事業収入又は不動産収入が総収入の過半を占めていること（副業でないこと）。**

※国の「一時支援金」又は県の「岡山県飲食店等一時支援金」と重複して受給することができます。

※中小企業者・小規模事業者の定義は裏面を確認してください。

※1事業者1回限りの申請です。再度支給申請することはできません。

※**支給申請書別紙「誓約・同意書」の記載内容を遵守していただきます。**

【申請手続き】

新型コロナ対策のため、**申請は郵送のみの受付**となります。

持参した場合、受付はできませんのでご注意ください。

※封筒に「**岡山市コロナ対応事業者応援金支給申請書在中**」と**朱書き**してください。

- (1)岡山市コロナ対応事業者応援金支給申請書
- (2)対象月の売上高がわかるもの（売上台帳・試算表など）
- (3)基準月を含む年の確定申告書・決算書又は収支内訳書等（**收受印のあるもの又はe-Taxの場合は受信通知**）
- (4)振込口座の写し（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方をA4用紙に印刷）
- (5)本人確認書類の写し（個人事業主の場合）（A4用紙に印刷）
- (6)誓約・同意書（岡山市コロナ対応事業者応援金用）

※平成31年（令和元年）又は令和2年に開業した個人事業主で、申請書おもて面の「2.売上減少率」②記載にあたり※2、※3による場合は、開業届控えの写し（收受印のあるもの）も必要です。

※申請様式は岡山市及び下記問合せ先のホームページよりダウンロードできるほか、岡山市の本庁舎、各区役所、支所、地域センター及び各申請先で配布します。



岡山市コロナ対応
事業者応援金HP

【問合せ・郵送先】

岡山商工会議所、岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会、赤磐商工会瀬戸支所（連絡先は裏面参照）

【申請期間】 **令和3年5月17日(月) ～ 令和3年7月30日(金) (消印有効)**

◎本応援金制度における中小企業者と小規模事業者の定義

| 支給対象となりうる者 (令和2年12月末までに開業している事業者が対象) | 支給対象にならない者 |
|---|--|
| <p>○会社および会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）</p> <p>○個人事業主（商工業者であること・副業ではないこと）</p> <p>○以下の要件を満たした特定非営利活動法人</p> <p>(1) 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること</p> <p>(2) 認定特定非営利活動法人でないこと</p> | <p>○法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人</p> <p>○協同組合等の組合 ○任意団体等</p> <p>○宗教上の組織又は団体、政治団体</p> <p>○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者</p> <p>○応援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が認める事業者</p> <p>○※1 医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人、（病院・助産所等を個人名義で開設している）医師、歯科医師、助産師</p> <p>○※2 個人農林漁業者及び農事組合法人</p> |

※1については、コロナ対応事業者応援金(医療法人向け)で、※2については、同応援金(農林漁業者向け)で対象となります。

業種分類表

(申請書の「業種」欄に(ア)～(サ)の記号と具体的な事業内容を記入してください。)

| 区分 | 事業分類 | 小規模事業者 | 中小企業者 | |
|---|--|-------------|------------------------------------|-------------|
| | | 常時使用する従業員の数 | (左記の小規模事業者に該当する者を除き、下記のいずれかを満たすこと) | |
| | | | 常時使用する従業員の数 | 資本の額又は出資の総額 |
| 商業 | (ア)卸売業 | 0人～5人 | 6人～100人 | 1億円以下 |
| | (イ)小売業・飲食業 | | 6人～50人 | |
| サービス業 | (ウ)サービス業（娯楽業・宿泊業、ソフトウェア業・情報処理サービス業を除く） | 0人～20人 | 6人～100人 | 5千万円以下 |
| | (エ)娯楽業 | | 21人～100人 | |
| | (オ)宿泊業（旅館業を除く） | | 21人～200人 | |
| | (カ)旅館業 | | 21人～200人 | |
| 製造業 | (キ)ソフトウェア業・情報処理サービス業 | 0人～5人 | 6人～300人 | 3億円以下 |
| | (ク)製造業（ゴム製品製造業を除く） | 0人～20人 | 21人～300人 | |
| | (ケ)ゴム製品製造業（①②を除く） | | 21人～900人 | |
| (コ)①タイヤ・チューブ製造業（自動車・航空機用） ②工業用ベルト製造業 | 21人～300人 | | | |
| その他 | (サ)建設業・運輸業・不動産業・保険業・その他の業種 | | | |

※代表者、役員、パートを除く

問い合わせ先・郵送申請先（問い合わせ時間：平日午前9時から午後5時）

| 対象所在地 | お問い合わせ先・申請先 | 住所 | 連絡先 |
|--------------------------|---------------|------------------------------|--------------------------------|
| 岡山市のうち下記以外の地域 | 岡山商工会議所 | 〒700-8556 岡山市北区厚生町3-1-15 | 086-232-2255 |
| 御津地区、一宮地区、津高地区、上道地区、建部地区 | 岡山北商工会 | 〒709-2121 岡山市北区御津宇垣1630-1 | 086-724-2131 |
| 吉備地区、高松地区、足守地区 | 岡山西商工会 | 〒701-0153 岡山市北区庭瀬488-6 | 086-293-0454 |
| 藤田地区、妹尾地区、福田地区、興除地区、灘崎地区 | 岡山南商工会 | 〒701-0221 岡山市南区藤田564-131 | 086-239-4510 (086-296-0765) |
| 瀬戸地区（旧赤磐郡瀬戸町） | 赤磐商工会 瀬戸支所 | 〒709-0861 岡山市東区瀬戸町瀬戸91-15 | 086-952-0323 |

「岡山市コロナ対応事業者応援金」の不正受給は犯罪です！